

平成31年1月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（平成31年第1回）議事録

1. 開催日時 平成31年1月18日（金曜日）午後2時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（22名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 小松忠彦  | 14番 小野真一  |
| 2番 熊谷正博  | 15番 小松幸夫  |
| 3番 遠藤幸男  | 16番 大場弥吉  |
| 5番 富樫公一  | 17番 佐藤喜勝  |
| 6番 石井勲   | 18番 岡部五一郎 |
| 7番 庄司和夫  | 19番 古関幸子  |
| 9番 畑山留美子 | 20番 佐々木純一 |
| 10番 佐々木亨 | 21番 齋藤誠   |
| 11番 佐藤俊和 | 22番 佐々木知榮 |
| 12番 大瀧浪雄 | 23番 佐藤和子  |
| 13番 佐藤秀孝 | 24番 佐藤系悦  |

4. 欠席した委員（2名）

4番 眞坂平通  
8番 佐藤崇

5. 議事日程第1号 平成31年1月18日 午後2時開会

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第1号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件

第6. 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第7. 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第9. 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件

第10. 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件

第11. 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第12. 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

第13. 議案第9号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

|            |       |           |        |
|------------|-------|-----------|--------|
| 事務局長       | 松永剛、  | 次長        | 柳田保、   |
| 農地班長       | 小松正広、 | 主席主査      | 佐々木淳、  |
| 主査         | 釜台勇樹、 | 主任        | 佐々木智慧、 |
| 主任(矢島庶務班)  | 佐々木彩、 | 班長(岩城庶務班) | 佐藤佳紀、  |
| 主事(由利庶務班)  | 須田大貴、 | 主事(大内庶務班) | 佐藤明良、  |
| 主事(東由利庶務班) | 高橋直希、 | 主事(西目庶務班) | 高橋菜摘、  |
| 主事(鳥海庶務班)  | 木内駿佑  |           |        |

8. 総会議長  
佐藤系悦

9. 議事録署名委員  
14番 小野真一  
15番 小松幸夫

10. 会議の概要

○議長

これより、平成31年1月4日公示招集されました、平成31年第1回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中22名であります。

4番・眞坂平通委員、8番・佐藤崇委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第1号から議案第9号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、14番・小野真一委員、15番・小松幸夫委員の兩名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りとして、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りとして決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(会務報告を朗読して説明する)

○議長

日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内・東由利・西目）

(各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う

経営移譲の再設定又は経営移譲である旨述べ説明する)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第1号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なしの声あり」】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第1号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第1号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・由利・大内・東由利・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲渡人の要望又は贈与又は譲受人の要望である旨述べ説明し、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第2号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第2号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第2号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番から4番までにつきましては、3番・遠藤幸男委員が関係する事案でありま

すので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席させていただきます。

暫時休憩いたします。

【遠藤幸男委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第3号1番から4番までにつきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（東由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は3年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第3号1番から4番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号1番から4番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第3号1番から4番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【遠藤幸男委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、本議案の5番から8番までにつきましては、14番・小野眞一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席させていただきます。

暫時休憩いたします。

【小野眞一委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第3号5番から8番までにつきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（東由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は3年又は6年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第3号5番から8番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号5番から8番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸

君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第3号5番から8番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

【小野眞一委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第3号9番から242番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権又は解除条件付賃借権の新規又は再設定、期間は1年又は2年又は3年又は4年又は5年又は6年又は8年又は10年又は20年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第3号9番から242番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。  
ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号9番から242番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第3号9番から242番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第4号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・大内・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規、期間は10年又は20年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第5号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第5号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

32ページをご覧ください。申請地はハローワーク本荘から南西へ約800mに位置します。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、市内の実家に母、妻、子と居住していますが、子が大きくなってきているため父から相続した土地に自己所有の住宅の建築を計画したものです。資金計画については全額借入資金です。これは融資の事前審査書類で確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断しま

す。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第6号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、23番・佐藤和子委員。

○23番（佐藤和子委員）

去る1月15日午前9時より、私と伊藤一正推進委員、事務局の小松班長、佐々木主席主査の4人で議案第6号、議案第7号及び議案第8号の現地調査を行ってきました。

議案第6号の現地調査報告を行います。

33ページの配置図をご覧ください。申請地の東側は宅地、西側、北側は道路、南側は原野となっております。

被害防除計画では、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し、北側道路排水路へ排水します。雨水は自然流下し、敷地内を經由し北側の既設排水路へ排水します。隣接地から緩衝地を設けます。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第6号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第6号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第6号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

34ページをご覧ください。申請地は、内越字中ノ目の3筆については旧北内越小学校から南へ約370m、内越字新漆畑の1筆については旧北内越小学校から南西へ約120mに位置します。農地区分は農用地区域内農地です。

転用事業の概要ですが、設備廃止となった33KV羽後亀田線の鉄塔を8年で分割撤去するにあたり、作業ヤードとして一時的に転用するものです。

申請地は農用地区域内農地であるため他に目的を達成できる土地がないか、申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、鉄塔用地に隣接しているうえ公道に接していることから資機材の搬入が容易であり、利便性が高いことから一時利用はやむを得ないものと思われれます。

35ページの配置図及び断面図をご覧ください。防砂シートを設置のうえ、山砂を盛り、鉄板を敷いて作業場を確保します。作業終了後は、敷鉄板及び盛り土を撤去し、整地のうえ、農地として利用できるよう復元する計画です。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。また、管轄する土地改良区からは差し支えない旨の意見を書面で確



認しました。

申請地は、立地基準上は農用地区域内農地に区分され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第7号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、23番・佐藤和子委員。

○23番（佐藤和子委員）

議案第7号1番について報告します。

35ページの配置図をご覧ください。申請地は、内越字中ノ目の3筆については四方農地となっております。内越字新漆畑については、東側、南側、北側は農地、西側は道路となっております。被害防除計画では汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透とします。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第7号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

36ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所西目総合支所から北へ約800mに位置します。農地区分は農用地区域内農地です。

転用事業の概要ですが、申請者は平成8年から西目地域に砂利採取販売の事業所を設け、周辺の山林や農地の一時転用を申請し、砂利採取を行っています。申請地は前面道路から傾斜がついており、耕作者等から前面道路とフラットな農地とすることで利便性を高めたい旨の要望があったことから、申請者が砂利採取を兼ねた切り土を行うことで折り合いがついたものです。

申請地は農用地区域内農地であるため他に目的を達成できる土地がないか、申請地周辺において砂利採取可能な土地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。

申請地は、立地基準上は農用地区域内農地に区分され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります。

ここで、本申請について若干補足いたします。28ページをご覧ください。二人目に記載している貸渡人の方が昨日お亡くなりになりました。本来であれば相続人を定めていただいてから総会にお諮りするところですが、亡くなったのが昨日であり、本日までに相続人を定めていただくことは困難でありました。

県の農地転用担当者にお伺いしたところ、実務上、本総会は議案のとおりご審議いただき、県農業会議の諮問を経てから許可指令書を発行するまでの間に相続人を定めていただくのが現実的である旨ご指導いただきました。

よって、今後ご遺族と連絡を取り合い、早急に相続人を定めていただくことにいたしたいと

思います。以上ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

議案第7号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番（齋藤誠委員）

去る1月11日午前9時より、私と三浦善信推進委員、事務局の高橋主事の3人で現地調査を行ってきました。

37ページの配置図をご覧ください。申請地の東側は畑、西側は畑、南側は道路、北側は山林となっていました。

被害防除計画では、隣地との間に十分な緩衝地を設けます。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透とします。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第7号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第7号1番は秋田県農業会議の意見を必要としない議案あり、議案第7号2番は秋田県農業会議の意見を必要とする議案でありますので、はじめに秋田県農業会議の意見を必要としない議案につきましてお諮りいたします。

議案第7号1番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第7号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、秋田県農業会議の意見を必要とする議案につきましてお諮りいたします。

議案第7号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第7号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

38ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所から北東へ約2kmに位置します。農地区分は、申請地周辺の宅地化率が40%を超えているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在矢島地域において主に土建業を営んでいますが、資材運搬に不便なため本荘地域に資材置場を造成するものです。申請地は市中心地に近く、広い道路に隣接していることから適地として選定されました。資金計画については全額自己資金です。これは預金通帳の写しで確認しました。また、管轄する土地改良区からは差し支えない旨の意見を書面で確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可をすることになります。

○議長

議案第8号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、23番・佐藤和子委員。

○23番（佐藤和子委員）

議案第8号1番について報告します。

39ページの配置図をご覧ください。申請地の東側は農道、西側は宅地、南側は市道、北側は水路を挟んで農地となっております。

被害防除計画では汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下により北側既設側溝へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第8号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

40ページをご覧ください。申請地はJR羽後岩谷駅から北へ約650mに位置します。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在市内のアパートに居住していますが、結婚を機に自己所有の住宅を建築する計画を立てたものです。申請者の実家が大内地域にあり、将来子どもができた際には学校も近いことから利便性も良いため適地として選定しました。

申請地は第1種農地であるため他に目的を達成できる土地がないか、申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額借入資金です。これは融資の事前審査書類で確認しました。また、管轄する土地改良区からは差し支えない旨の意見を書面で確認しました。

申請地は、立地基準上は第1種農地に区分されると判断され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えませんが、第1種農地で転用目的が「農業生産に関連する施設」以外のものに該当するため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります。

○議長

議案第8号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番・石井勲委員。

○6番（石井勲委員）

去る1月8日午後1時30分より、私と三浦幸夫推進委員、庶務班の佐藤主事の3人で現地調査を行ってきました。

41ページの配置図をご覧ください。申請地はJR羽後岩谷駅から北へ約650mに位置し、北側は宅地、西側・南側は田、東側は市道となっていました。

被害防除計画では、西側にブロックを積む土留め工事、南側に張芝を施工し、土砂流出を防ぎ、隣地を保護します。汚水及び生活雑排水は東側にある公共下水道へ接続し処理します。雨水は雨水排水枡を設置し東側道路側溝に放流するほか、自然流下により敷地内側溝を経由し、東側道路側溝に排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してまいりました。

#### ○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第8号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第8号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案あり、議案第8号2番は秋田県農業会議の意見を必要とする議案でありますので、はじめに秋田県農業会議の意見を必要としない議案につきましてお諮りいたします。

議案第8号1番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第8号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、秋田県農業会議の意見を必要とする議案につきましてお諮りいたします。

議案第8号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第8号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

#### ○議長

日程第13、議案第9号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

#### ○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

42ページをご覧ください。

申請地は長期にわたり耕作しておらず、竹が生い茂り原野化した状態です。このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われまます。

#### ○議長

議案第9号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、15番・小松幸夫委員。

#### ○15番（小松幸夫委員）

去る1月8日午前9時より、私と畠山実推進委員、庶務班の佐藤主事の3人で現地調査を行ってきました。

事務局から説明のあったとおり、申請地は長期にわたり耕作された様子はなく、竹が生い茂り原野化した状態であることを確認しました。また、申請地の奥に耕地は存在せず営農への支障もないものと確認してきました。

このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第9号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第9号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第9号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時9分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長            佐 藤 系 悦

議事録署名委員        小 野 眞 一

議事録署名委員        小 松 幸 夫